

兵高教組 2023年12月19日 確定速報 No.5 調査情報18号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185
URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

2023 高教組 確定闘争の成果

給料・ボーナス(一時金)の引き上げに伴い 青年層で最大 18万円以上の差額支給!! 12月25日の週に「差額」が支給されます!

今期 2023 賃金確定交渉は、超勤縮減や未配置問題の抜本的解消策が示されず、教育職以外での病休取得可能日数の改悪、地域手当 1.5%の県「行革」カットが継続されたままなどの大きな課題も数多く残りましたが、2年連続の賃金改善によって、今年も「差額」が支給されます。正規職員・常勤講師・臨時教諭・臨時実習教員・臨時的行政職や技能労務職員の方は次の2点について4月に遡って改善されます。

- ①全世代の給料表の改善
 - 1級給料表 初任給 月12,100円 ~ 1級 81号給 月2,900円 UP
 - 2級給料表 初任給 月11,900円 ~ 2級 169号給 月1,100円 UP
 - ※再任用職員は1,000円のUP
 - ※会計年度任用職員は2024年2月以降に差額が支給されます。
- ②一時金の改善
 - 年0.10月分UP (6月期0.05月、12月期0.05月に分けて)
 - ※再任用者は年0.05月UP (それぞれ0.025月に分けて)

なぜ「差額」が支給されるの?

私たち教職員の賃金は、組合と県教委との賃金確定交渉によって決まります。今年は、11月中旬から交渉が始まり、最後は11月22日の夜の交渉で今年度の賃金が決まりました。年度初め4月時点での民間と公務の賃金比較による県人事委員会勧告を土台としての賃金改定ですから、基本的には4月に遡っての改善となります。その改善分を「差額」と呼びます。正規・臨時を問わず、賃金改定に伴って

「差額」が支給されます。また、賃金改定は県議会での条例改正の後になるため、「差額」の支給は例年12月末頃になります。

今年であれば、4月から12月までの給料月額改善9か月分に、給料月額改善の影響を受ける一時金4.40月分を加えた13.40月分の改善額と、期末・勤勉手当0.10月引き上げ分の改善額を合わせた「差額」が、支給されます。

会計年度任用職員の4月遡及(2023年4月1日適用)について

これまで会計年度任用職員は、教諭や常勤講師と違って4月に遡った給与改善を行なっておらず、4月の遡及は組合の大きな要求になっていました。今回の確定交渉で会計年度任用職員にも4月遡及がなされるようになりました。会計年度任用職員への差額支給は2月以降にあり、詳細は後日改めてお知らせします。

(1) 給料表改善による賃金アップの試算額 (教職調整額や地域手当は除いて試算しています)

給料表の改善により、給料月額が12,100円~1,100円(再任用は1,000円)引き上げられます。

- 25歳教諭 2級24号給の場合 改善月額10,000円×13.40月 = 134,000円
- 25歳常勤講師 4月から勤務で1級29号給の場合 改善月額10,400円×13.40月 = 139,360円
- 35歳教諭 2級64号給の場合 改善月額4,700円×13.40月 = 62,980円
- 35歳常勤講師 4月から勤務で1級69号給の場合 改善月額4,400円×13.40月 = 58,960円

※教職調整額や地域手当によって、実際の金額はもう少し増えます。

(2) 一時金0.10月アップの試算額 (教職調整額、地域手当、職務加算率は除いて試算しています)

これは、期末・勤勉手当を受けている人が対象で、給料月額の0.10月分が上がります。ただし、再任用者は給料月額の0.05月分のアップです。

- 25歳教諭 2級24号給の場合 236,600円×0.10月 = 23,660円
- 35歳教諭 2級64号給の場合 319,900円×0.10月 = 31,990円
- 45歳教諭 2級109号給の場合 392,600円×0.10月 = 39,260円
- 55歳教諭 2級156号給の場合 417,100円×0.10月 = 41,700円
- 25歳常勤講師 1級29号給の場合 226,800円×0.10月 = 22,680円
- 再任用者 2級の場合 275,300円×0.05月 = 13,765円

※「良好」「優秀」「特に優秀」のいずれであるかによって、額は前後します。
※実際には、地域手当や職務加算率にはね返る分の増額があります。

※高教組は再任用者の賃金改善も要求し、とりくみをすすめています。

もうすぐ支払われる「差額」の合計はどれくらい? (試算)

(1), (2)の合計が「差額」として支給されます。これも全県からの3,384筆もの署名を力とした交渉の成果です。署名へのご協力ありがとうございました。(1), (2)の試算を合計すると概算で次のようになります。

- 25歳の教諭で.....約157,000円
- 35歳の教諭で.....約95,000円
- 45歳の教諭で.....約56,000円
- 55歳の教諭で.....約56,000円
- 25歳の常勤講師(4月が勤務)で.....約162,000円



※号給や地域手当、扶養手当等によっても金額は変わりますのであくまで目安とと考えてください。

労働組合だからこそできること ~組合には職場や労働条件を変える力がある~

教職員として仕事をしていく上で、困難にぶつかったり、悩んだりすることは誰にでもあることです。それらを個人の問題にせず、みんなの「要求」として練り上げ、解決を目指すのが組合です。自分の権利を守るには、同じ仲間の権利も同時に守っていかなければなりません。諦めたり、文句を言うだけでなく、「当事者」になりませんか? 解決を目指す仲間が増えると職場や労働条件を変える大きな力になります。

高教組は、教職員の生活と権利をまもり、教育をまもり、民主的な社会をまもるために活動します。あなたも高教組へ。